

2009年(平成21年)8月4日 火曜日

Q 5年間の予定で福岡支店勤務になりました。転勤中、自宅マンションを人に貸したいと考えていますが、建物を一度貸すと返してもらうのは大変と聞きました。人に貸した場合、5年後に帰ったときに明け渡してもいいことができるのでしょうか。

## 貸した建物、明け渡してももらえる?



いことに「正当の事由」によって判断されるがなければ契約を終了ため、明け渡しが認めさせることはできません。されど、裁判で争う。

この「正当事由」は、

賃貸人および賃借人が もともと、平成12年

A 建物を賃貸した建物を必要とする事情場合には、契約で定めや、従前の経過、建物の利用状況、賃貸人がえた期間が経過したとしの問題をクリ申している立ち退きアすることができま

ても、借地借家法の規定により、更新をしな料の有無および金額な

## 「定期借家権」で契約終了

新のない借家権であり、これにより期間満了により契約が終了します。

定期借家権を締結するためには①まず書面によつて契約をしなければなりません。②また「更新がなく期間満了後には契約が終了すること」が記載された

書面を賃借人に交付して説明する必要があります。賃貸人が②の説明をしたことの証拠として、説明事項およびその説明を受けたという

お尋ねの場合、5年間とする定期借家契約

をするこにより、期間満了後に明け渡しを求めることができます。

(弁護士 松田健太郎)